

消防予第143号
平成22年3月30日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第26号。以下「改正省令」という。）が平成22年3月30日に公布されました。

今回の改正は、これまでに実用化されている「固体高分子型」、「リン酸型」及び「熔融炭酸塩型」の燃料電池に加えて、「固体酸化物型」の燃料電池の実用化及び商品化の作業について一定の進捗が見られたことを踏まえ、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池を位置づけることにより、固体酸化物型燃料電池による発電設備の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めるとともに、これに合わせて、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第8号）の公布に伴う、所要の規定の整備を行うものです。

また、これに伴って、市（町・村）火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「火災予防条例（例）」という。）についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 省令の改正

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する

条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に関する事項

- (1) 対象火気設備等の一である燃料電池発電設備の定義に、固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものを加えたこと（改正省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「改正火気省令」という。）第3条第11号関係）。
- (2) 主として一般家庭での使用が見込まれる出力10キロワット未満の固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するもののうち、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものについては、屋外において建築物から3メートル以上の距離を保つことを要しないこととしたこと（改正火気省令第16条第4号関係）。

2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に関する事項

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第8号）の施行に伴い、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を引用する条項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「第4条第2項」を「第4条第3項」に改めたこと（改正省令による改正後の住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令第6条第2号関係）。

3 施行期日に関する事項

- (1) 施行期日は、平成22年12月1日としたこと。ただし、第一2の事項については、公布の日から施行することとしたこと（改正省令附則第1項関係）。
- (2) 改正省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気設備等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第2章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととしたこと（改正省令附則第2項関係）。

第二 火災予防条例（例）の改正

1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う事項

燃料電池発電設備の定義に、固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものを新たに加えたこと。また、主として一般家庭での使用が見込ま

れる出力10キロワット未満の固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものについては、屋外において建築物から3メートル以上の距離を保つこと等を要しないこととしたこと（火災予防条例（例）第8条の3関係）。

2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う事項

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を引用する条項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改めたこと（火災予防条例（例）第29条の5関係）。

3 施行期日に関する事項

- (1) 施行期日は、平成22年12月1日としたこと。ただし、第二2の事項については、公布の日から施行することとしたこと（火災予防条例（例）の一部を改正する条例（例）附則第1項関係）。
- (2) 改正条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正条例による改正後の市（町・村）火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととしたこと（火災予防条例（例）の一部を改正する条例（例）附則第2項関係）。

総務省令第二十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項及び第二項並びに第五条の七第一項第三号の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

総務大臣 原口 一博

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する

基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改める。

第十六条第四号イ中「固体高分子型燃料電池」の下に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

（住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第三条第二項第二号並びに第三号及び第四号（同令第四条第二項）」を「第三条第三項第二号並びに第三号及び第四号（同令第四条第三項）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第十九号までに掲げる設備とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）</p> <p>十二～十九（略）</p> <p>（その他の基準）</p> <p>第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に關し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定める</p>	<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第十九号までに掲げる設備とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）</p> <p>十二～十九（略）</p> <p>（その他の基準）</p> <p>第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に關し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定める</p>

ところにより制定されなければならない。

一〇三 (略)

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池)による発電設備のうち火を使用するものに限る。このうち、出力十キロワット未満であつて、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村长)又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

五〇八 (略)

ところにより制定されなければならない。

一〇三 (略)

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池)による発電設備のうち火を使用するものに限る。このうち、出力十キロワット未満であつて、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村长)又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

五〇八 (略)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置の免除）</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのときとする。</p> <p>一 スプリンクラー設備（前条に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）又は自動火災報知設備を、それぞれ令第十二条又は令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>二 共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を、それぞれ特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）<u>第三条第三項第二号並びに第三号及び第四号</u>（<u>同令第四条第三項</u>）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>	<p>（設置の免除）</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのときとする。</p> <p>一 スプリンクラー設備（前条に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）又は自動火災報知設備を、それぞれ令第十二条又は令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>二 共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を、それぞれ特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）<u>第三条第二項第二号並びに第三号及び第四号</u>（<u>同令第四条第二項</u>）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>

市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

市（町・村）火災予防条例（昭和 年 市（町・村）条例第 号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第二項中「固体高分子型燃料電池」の下に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第二十九条の五第三号中「第三条第二項第二号」を「第三条第三項第二号」に改め、同条第四号中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に改め、同条第五号中「第三条第二項第四号」を「第三条第三項第四号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二十九条の五の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料

電池による発電設備に限る。()のうち、改正後の 市(町・村)火災予防条例第八条の三の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

火災予防条例の一部を改正する条例(例) 新旧対照表

火災予防条例(例)(昭和三十六年十一月二十日付け自消甲予発第七十三号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第八条の三 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池)による発電設備であつて火を使用するものに限る。第三項及び第五項、第十七条の二並びに第四十四条第十号において同じ。(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(ハ、ワ及び力を除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号、第十一条第一項(第七号を除く。)、並びに第十二条第一項(第二号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池)による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第四項において同じ。(イ)であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準について</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第八条の三 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池)による発電設備であつて火を使用するものに限る。第三項及び第五項、第十七条の二並びに第四十四条第十号において同じ。(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(ハ、ワ及び力を除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号、第十一条第一項(第七号を除く。)、並びに第十二条第一項(第二号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池)による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第四項において同じ。(イ)であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準について</p>

は、第三条第一項第一号（イを除く。）、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号（ハ、ワ及び力を除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第一号、第二号、第四号、第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3）5（略）

（設置の免除）

第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分については住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

一・二（略）

三 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第三条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

四 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第三項第三号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

、第三条第一項第一号（イを除く。）、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号（ハ、ワ及び力を除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第一号、第二号、第四号、第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3）5（略）

（設置の免除）

第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分については住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

一・二（略）

三 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第三条第二項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

四 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第二項第三号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

五 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三條第三項第四号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

五 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三條第二項第四号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき